

# 報 道 資 料

平成24年9月24日  
総務部 総務課  
県政情報係 新谷、石田  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2349、2388

## 奈良県情報公開審査会の第145号答申について

公文書の非開示決定に対する異議申立てについての諮問第165号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成24年9月21日
- ◎ 実施機関：医療政策部 保健予防課
- ◎ 対象公文書：〇〇病院に係る以下の文書（平成12年8月1日から平成13年3月31日まで）
  - 1 精神保健指定医指定申請書
  - 2 上記申請書別紙覚書
  - 3 指定病院の指定（19の8）
  - 4 奈良県知事による精神医療（措置）に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務についての契約書及び覚書
  - 5 精神科病院実地指導結果報告書
  - 6 精神科病院実地指導結果総括表
  - 7 指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出書
  - 8 指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書
  - 9 指定入院・通院医療機関実地指導結果総括表
  - 10 指定入院・通院医療機関実地指導結果集計表
  - 11 指定自立支援医療機関申請に関する書類
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決定：非開示（不存在）決定
  - 非開示理由：1及び4から6まで  
保存期間の満了のため、当該文書を既に廃棄したため  
2、3及び7から11まで  
請求に係る文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

#### ○公文書の不存在について

異議申立人は、「平成12年8月より平成13年3月31日までに係る公文書（〇〇病院に関するすべての文書）のうち、下記のもの。①精神保健指定医指定申請書 ②上記申請書別紙覚書 ③指定病院の指定（19の8） ④奈良県知事による精神医療（措置）に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務についての契約書及び覚書 ⑤精神科病院実地指導結果報告書 ⑥精神科病院実地指導結果総括表 ⑦指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出書 ⑧指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書 ⑨指定入院・通院医療機関実地指導結果総括表 ⑩指定入院・通院医療機関実地指導結果集計表 ⑪指定自立支援医療機関申請に関する書類 以上の書類全部。」の開示を求めているのに対し、実施機関は、保存期間の満了により、当該文書を既に廃棄したため、又は、請求に係る文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているの、以下検討する。

#### (1) 精神保健指定医指定申請書

精神保健指定医指定申請書は、精神保健福祉法施行令第2条の2の規定に基づき、指定医の指定を受けようとする者が、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出する文書である。

実施機関の説明によると、精神保健指定医指定申請書が提出された場合は、原本を地方厚生局に進達し、その写しを実施機関において保存することとしているが、執務室及び書庫等を探索したところ、本件対象期間中に提出された〇〇病院に勤務する医師に係る精神保健指定医指定申請書の写しは発見できず、また、当該申請書が提出されていたかどうかについても確認できなかったとのことである。また、当該写しの保存期間は5年であり、保存期間を延長する必要性も認められないことから、当該申請書が提出されていたとしても、保存期間の満了により既に廃棄されているものと考えられるとのことである。

当審査会において、当該写しの保存期間を確認するため、実施機関に対し、奈良県行政文書管理規程（昭和36年3月奈良県訓令甲第1号。以下「文書管理規程」という。）に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に係る文書分類表の提示を求めて確認したところ、当該写しが該当する「指定医申請」の区分に係る文書の保存期間は5年であることが認められた。

実施機関は、保存期間の満了により当該写しを既に廃棄したとの理由により非開示決定を行ったが、

当該写しが取得されたという事実が確認されていないのであるから、廃棄されたと断定することはできない。しかし、いずれにしても当該写しが存在しないという点については、実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該写しが存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該写しは存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(2) 上記申請書別紙覚書

「上記申請書別紙覚書」（以下「別紙覚書」）について、実施機関は、精神保健指定医指定申請書の添付書類の一種と考えたが、精神保健指定医指定申請に際し、「覚書」という標題の文書の提出を求めるとはなく、覚書に相当する内容の文書の提出を求めるともないため、別紙覚書が具体的にどのような文書を指しているのかについて、異議申立人に対し説明を求めたところ、明確な回答は得られなかったとのことである。実施機関は、(1)で述べたとおり、本件対象期間中における〇〇病院に勤務する医師に係る精神保健指定医指定申請書を取得していないのであるから、その添付書類である別紙覚書についても取得していないものと判断したとのことである。

そうすると、別紙覚書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該覚書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、別紙覚書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(3) 指定病院の指定（19の8）

実施機関の説明によると、「指定病院」とは、精神保健福祉法第19条8の規定に基づき、国等以外の者が設置した精神科病院について、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として、都道府県知事が指定した病院であり、異議申立人のいう「指定病院の指定（19の8）」とは、〇〇病院について、指定病院として指定した際の通知文書を指しているとのことである。

厚生省保健医療局長通知「精神保健福祉法第19条の8の規定に基づく指定病院の指定について」（平成8年3月21日健医発第325号）によると、指定病院の指定は、原則として3年の期限を付して指定し、3年ごとに見直しを行うこととされている。

〇〇病院については、昭和36年10月1日に指定病院として初めて指定されており、以後見直しが行われているのであるが、本件対象期間における同病院の指定期間は、平成11年4月1日から平成14年3月31日であることから、実施機関は、本件対象期間中には指定していないため、指定に係る通知文書を作成していないとのことである。

そうすると、本件対象期間中に、当該通知文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該通知文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該通知文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(4) 奈良県知事による精神医療（措置）に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務についての契約書及び覚書

実施機関の説明によると、「奈良県知事による精神医療（措置）に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務についての契約書及び覚書」とは、旧精神衛生法又は精神保健福祉法に基づく診療報酬の審査事務及び支払事務について、実施機関と奈良県社会保険診療報酬支払基金幹事長との間において締結した契約に係る契約書、契約の実施に係る覚書、当該契約書の一部改定書及び当該覚書の一部改定書を指しており、当初の契約は、有効期間を昭和36年10月1日から昭和37年3月31日までとして昭和36年10月1日付けで締結し、同日付けで覚書を交換したとのことである。また、当該契約に係る契約書において、契約当事者の意思表示がないときは、有効期間の終期から1年間順次更新したものとみなされ、改定が必要なときは契約書又は覚書をそれぞれ改定を行うとのことである。

実施機関の説明によると、本件対象期間中に、当該契約書又は当該覚書の改定は行っていないとのことである。

そうすると、本件対象期間中には当該契約書の一部改定書及び当該覚書の一部改定書（以下「本件改定書等」という。）を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、本件改定書等が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件改定書等は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(5) 精神科病院実地指導結果報告書

精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき、実施機関は精神科病院に対して実地指導を行うことができることとされており、また、指導監督通知により、原則として1施設につき年1回実地指導を行うこととされ、実地指導を行った際には、その都度精神科病院実地指導結果報告書を作成することとされている。

実施機関は、本件対象期間中において、〇〇病院に係る精神科病院実地指導結果報告書を作成したが、当該報告書の保存期間は5年であり、保存期間の満了により廃棄したとのことである。また、念のため実施機関において執務室及び書庫等を探索したが、当該報告書は発見できなかったとのことである。

当審査会において、当該報告書の保存期間を確認するため、実施機関に対し、文書管理規程に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に係る文書分類表の提示を求め確認したところ、当該報告書が該当する「立入検査」の区分に係る文書の保存期間は5年であることが認められた。

そうすると、当該報告書を廃棄したとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該報告書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該報告書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(6) 精神科病院実地指導結果総括表

指導監督通知は、都道府県及び指定都市が実地指導を行った際には、(5)の報告書を作成し、4月1日から翌年3月31日までの分を一括して取りまとめ、同年4月末日までに精神科病院実地指導結果総

括表により、厚生労働省に報告する旨定めている。

実施機関においては、(5)で述べたとおり毎年実地指導を行っているとのことであるが、執務室及び書庫等を探索したところ、本件対象期間中に作成された精神科病院実地指導結果総括表は発見できず、また、当該総括表が作成されていたかどうかについても確認できなかったとのことである。しかし、当該総括表の保存期間は5年であり、また、保存期間を延長する必要性は認められないことから、当該総括表が作成されていたとしても、保存期間の満了により既に廃棄されているものと考えられるとのことである。

当審査会において、当該総括表の保存期間を確認するため、実施機関に対し、文書管理規程に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に係る文書分類表の提示を求め確認したところ、当該総括表が該当する「立入検査」の区分に係る文書の保存期間は5年であることが認められた。

実施機関は、保存期間の満了により当該総括表を既に廃棄したとの理由により非開示決定を行ったが、当該総括表が取得されたという事実が確認されていないのであるから、廃棄されたと断定することはできない。しかし、いずれにしても当該総括表が存在しないという点については、実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該総括表が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該総括表は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(7) 指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出書

実施機関の説明によると、「指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出書」とは、障害者自立支援法第64条の規定に基づく届出書であり、同条は平成18年4月1日に施行されていることから、本件対象期間中に当該届出書を取得することはないとのことである。

そうすると、当該届出書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該総括表が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該届出書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(8) 指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書

実施機関の説明によると、指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書とは、心神喪失等医療観察法第85条第1項及び第97条第1項の規定に基づき、地方厚生局が、指定医療機関に対して実地指導を行った際に指導監査通知に基づき作成する報告書であり、法律上適性を欠く等の疑いが発見された場合には、地方厚生局が厚生労働省に提出することとされているものであることから、実施機関が当該報告書を作成又は取得することはないとのことである。

また、心神喪失者等医療観察法第85条及び第97条の規定は、平成17年7月15日に施行されていることから、本件対象期間中には施行されていなかった。

そうすると、当該報告書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該総括表が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該報告書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(9) 指定入院・通院医療機関実地指導結果総括表及び指定入院・通院医療機関実地指導結果集計表

実施機関の説明によると、指定入院・通院医療機関実地指導結果総括表及び指定入院・通院医療機関実地指導結果集計表とは、地方厚生局が実地指導を行った際に、指導監査通知に基づき、厚生労働省に報告する文書であり、実施機関が当該総括表及び当該集計表を作成又は取得することはないとのことである。

また、心神喪失者等医療観察法第85条及び第97条の規定は、平成17年7月15日に施行されていることから、本件対象期間中には施行されていなかった。

そうすると、当該総括表及び当該集計表を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該総括表が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該総括表及び当該集計表は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(10) 指定自立支援医療機関申請に関する書類

実施機関の説明によると、「指定自立支援医療機関申請に関する書類」とは、障害者自立支援法第59条の規定に基づく申請書であり、同条は平成18年4月1日に施行されていることから、本件対象期間中に当該申請書を取得することはないとのことである。

そうすると、当該申請書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該総括表が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該申請書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

## 2 事案の経緯

①	開示請求	平成23年	8月	4日		
②	決	平成23年	8月18日	付け	非開示決定	
③	異議申立て	平成23年	9月24日			
④	諮問	平成23年	10月	7日		
⑤	経過	平成24年	5月31日		第154回審査会	審議
		平成24年	9月	4日	第156回審査会	審議